

# 札幌カントリー倶楽部ポイント利用規約

## 第1条(目的)

1. 本規約は、株式会社札幌カントリー倶楽部(以下「当社」といいます)が、ポイント登録者(以下「登録者」といいます)に対して、ポイントサービス(以下「本サービス」といいます)を提供するにあたりその諸条件を定めるものです。
2. 本利用規約に記載がない事項は、その他の利用規約などに準じます。
3. 利用者が本サービスを利用した場合、本規約に同意したものとみなします。

## 第2条(ポイントサービスの参加、不参加等)

1. 札幌カントリー倶楽部会員は、自動的に参加申込とします。不参加、退会の場合は、申し出をする必要があります。
2. ビジターが参加するには、本サービスの登録が必要です。又、登録内容に変更が生じた場合、速やかにフロントに届け出るものとします。

## 第3条(ポイントの付与)

1. 登録者が、当社施設内で利用したとき、その他当社が相当と認めた場合に金額に応じて、ポイントを付与します。
2. ポイント付与の対象となるサービス及び商品は、ゴルフプレー、レストラン、プロショップ利用分とします。
3. ポイント付与の対象外となるサービス及び商品は、年会費、練習場、電話、タバコ、キャンセル料、ゴルフ場利用券、レストラン券、ポイント使用分、諸税とします。
4. ポイントの付与率は、クレジット精算時ゴルフ場ご利用金額200円に1ポイント、現金精算時ゴルフ場ご利用金額100円に1ポイントとします。
5. ポイント付与の対象となるサービス及び商品、ポイントの付与率、その他のポイントの付与の条件の変更は、当社が決定し、当社が予め、当社ホームページに告知します。
6. ポイントは、対象取引が行われてから、精算時に付与されます。当社が対象取引につき取消、返品などがあつたことを確認した場合、対象取引にポイントは付与されず、また対象取引に価格の変更があつた場合は、変更後の購入額に応じて付与されます。付与されたポイントは精算書に掲載され、確認することができます。
7. ある取引についてポイントを付与するか否か、付与するポイント数、その他ポイント付与に関する最終的な判断は、当社が行うものとし、登録者はこれに従うものとします。
8. ポイントによりお支払分、その他一部商品等に関しては、ポイント付与の対象外となります。

## 第4条(ポイントの管理)

1. 当社は、当社所定の方法により、登録者が獲得したポイント数、前回までのポイント数及びポイント残高を、登録者に告知します。
2. 登録者は、前項のポイント数に疑義のある場合には、ただちに当社に連絡し、その内容を説明するものとします。ただし、ポイント数に関する最終的な決定は、当社が行うものとし、登録者はこれに従うものとします。

## 第5条(ポイントの譲渡、共有および合算の禁止)

1. 登録者は、保有するポイントを他の登録者に譲渡または質入れしたり、登録者間でポイントを共有したりすることはできません。
2. 一人の登録者が複数の登録をしている場合、登録者はそれぞれの登録において保有するポイントを合算することはできません。

## 第6条(ポイントの取消および消滅)

1. 当社がポイントを付与した後に、対象取引について返品、キャンセルその他当社がポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由があつた場合、当社は、対象取引により付与されたポイントを取り消すことができます。

# 札幌カントリー倶楽部ポイント利用規約

2. 当社は登録者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当社は登録者に事前に通知することなく、登録者が保有するポイントの一部または全部を取り消すことができます。
  - (1) 違法または不正行為があった場合
  - (2) 本規約、その他当社が定める規約、ルール等に違反があった場合
  - (3) その他当社が登録者に付与されたポイントを取り消すことが適当と判断した場合
3. 登録者が当社が定める期間を超えて当該対象取引を行わなかった場合、ポイントは自動的に消滅します。
4. 当社は、取引または消滅したポイントについて何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

## 第7条(ポイントの利用)

1. 登録者は、保有するポイントを、対象取引において100ポイント以上100ポイント単位で、決済代金(プレー代金、商品代金、消費税を含みます。以下同じ)の全部または一部の支払い、あるいはその他当社が定める取引において利用することができます。
2. 当社は、前項のポイント利用の対象となる取引を制限したり、ポイント利用に条件を付けたりすることがあります。
3. ポイントは、取得したクラブのみで利用できます。3クラブで合算はできません。

## 第8条(ポイント利用の取消)

1. 登録者が前条によりポイントを利用した後、商品の返品やキャンセルなどによりポイントの利用にかかる取引を取り消した場合、原則として当該取引に利用されたポイントを返還するものとし、現金により返還は行いません。但し、当社の事務手続き上の事情などによりポイントでの返還ができない場合には、ポイント利用相当額の現金を返還することがあります。
2. 前項によりポイントを返還する場合において、当該取引時に利用したポイントの有効期限が、ポイント返還時に切れていた場合、そのポイントの返還は行いません。
3. 登録者がポイントを利用した後に、本規約およびその他の規約などに違反していることなどが判明し、当社が登録者の利用したポイントを取り消した場合には、当社は、登録者に利用したポイント相当額の支払いを求めることができます。その場合、登録者は速やかに当該金額を当社に支うものとし、

## 第9条(ポイントの有効期限)

1. ポイントは、付与後、利用可能になり、その有効期限は最新ポイント付与日から起算して1年間が経過する月の月末までとします。

## 第10条(ポイント換金の不可)

1. 登録者は、いかなる場合でもポイントを換金することができません。

## 第11条(税金及び費用)

1. ポイントの取得、ポイントの利用、特典との交換にともない、税金や付帯費用が発生する場合には、登録者がこれらを負担するものとし、

## 第12条(第三者による利用)

1. ポイントの利用は、登録者本人が行うものとし、当該登録者以外の第三者が行うことはできません。
2. 当社は、ポイント利用時に、登録された登録者情報と一致することを当社が所定の方法により確認した場合には、登録者による利用とみなします。それが第三者による不正利用であった場合でも、当社は利用したポイントを返還しないと、登録者に生じた損害につきましても一切責任を負いません。

## 第13条(登録者資格の喪失)

1. 登録者が、第6条2項ならびに相応の行為があった場合には、保有するポイントその他サービスの利用に関する一切の権利を失うものとし、また、これにより当社に対して何らの請求権も取得しないものとし、

## 札幌カントリー倶楽部ポイント利用規約

2. 当社は、前項により登録者に不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

### 第14条(登録証の破損・汚損時の再発行等)

1. 当社は、ポイント登録証(以下「登録証」といいます)の破損・汚損等の理由により登録者が登録証の再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等した登録証と引換えに新しい登録証を再発行します。この場合、登録者に発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行した登録証は券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
2. 前項により登録証が再発行された場合、当社所定の方法で確認された登録証内の残高が再発行された登録証に引き継がれるものとします。

### 第15条(登録証の喪失時の再発行等)

1. 当社は、登録者から紛失・盗難等により登録証を喪失した旨の届出があった場合、当該登録証について、使用停止の措置をとるものとします。
2. 当社は、第三者から登録証を拾得した旨の届出があった場合、当該登録証について、使用停止の措置をとる場合があります。
3. 前項の場合、会員は当該使用停止の措置の解除を求めることはできません。
4. 当社は、紛失・盗難等により登録証を喪失した場合、登録者が登録証の再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、登録証を再発行します。この場合、登録者に発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行した登録証は券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。
5. 前項により登録証が再発行された場合、当社による登録証の使用停止の措置が完了した時点の登録証内残高が再発行された登録証に引き継がれるものとします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限りです。
6. 登録者が登録証の紛失・盗難を申し出てから当社による使用停止の措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、使用停止の措置が完了する前に、登録証残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
7. 登録証の再発行後、登録者が喪失した登録証を発見した場合、登録者は、発見した登録証を遅延なく当社に返還するものとします。

### 第16条(本サービスの変更、停止、終了)

1. 当社は、登録者に事前に通知することなく、本サービスの内容または提供条件の変更(ポイントの廃止、ポイント付与の停止、対象サービスの変更、ポイント付与率の変更など)を行うことがある他、本サービスを終了または停止することがあり、登録者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、前項により登録者に不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

### 第17条(利用規約の変更、修正など)

1. 当社は、登録者に対して事前の通知無く本利用規約の変更、修正をすることがあります。
2. 変更後の利用規約は、当社が別途定める場合を除き、当社ホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。
3. 登録者が、利用規約変更の効力が生じた後に本サービスをご利用になる場合には、変更後の利用規約に記載されているすべての事項に同意したものとみなされます。

以上  
2013年 4月 1日制定